

組合要望書(9/30付)

22(交) 022

2022年 9月 30日

学校法人 青山学院
理事長 堀田 宣彌 殿

青山学院大学教職員組合
中央執行委員長 吉田 健三

青山学院教職員組合
中央委員長 林 謙二

住宅手当及び家族手当（属人的手当）の改革提案に対する要望書

2022年7月19日付けで提案のあった住宅手当及び家族手当の改革案（以下「法人案」という。）について、本組合としては、「労働・仕事に対する評価によるものではないこと及びライフスタイル、社会的状況の変化等に鑑みた上での見直し」、具体的には戸籍の登録や家族形態等の相違から発生する不公平の是正については、方向性として賛同いたします。ただ、次の三点から本組合は現行の法人案を受諾することができません。第一に、「人件費の削減ではない」「負担が変わるわけではない」とする人事部の計算の前提に強い疑問があります。第二に、この提案では勤続年数、及び扶養家族の有無による待遇の差はむしろ拡大し、上記の目的にそぐわないと考えます。ただ、これらは今次の要求の中心ではありません。第三の、何より根本的な問題は、「支給総額」を一定にその内容を組み替える方法は、世帯主や被扶養配偶者を扶養するものなど、現在手当を受け取っている被用者の一方的な負担により公平を図る方法だということです。

住宅手当及び家族手当は、被用者の必要に対応し、相互に扶助するという理念に基づいて支給されていたものと思われます。そのような経緯で手当を支給されていたにもかかわらず、公平化のために削減すると言われる被用者の立場にも配慮をしていただきたく存じます。それは、これまで公平でない利益を得ていたと言われているに等しいことです。被用者の代表として、誰であろうと被用者個人をまるで不当な利益を得たかの如く扱い、不利益を与える法人提案を受け入れることはできません。それは学院内の相互扶助や信頼関係を損ねかねない行為だと考えます。

住宅手当及び家族手当の改革は、「誰かに不利益を課す」というやり方ではなく、現在、十分な手当が届いていない人々に対して、すでに手当を得ている人と同等の「本来あるべき待遇を得る」という方法で行われるべきであります。そもそも「時代趨勢への対応」を問題にするならば、家賃、生活費が高騰する中、また財務指標が改善傾向にあるにもかかわらず、各種手当自体が長年据え置かれてきたという事実がはるかに重要であり、まずは是正を機に水準自体の適正化を図るのが本筋であります。以上を踏まえ、本組合は具体的には住宅手当及び家族手当の見直しの方法として以下を要求します。

○住宅手当の増額：非世帯主を含め一律 23,400 円以上とする。

(基本給への組み入れではなく「住宅手当」の枠組みを維持)

○扶養手当の増額：扶養家族 1 人につき一律 20,000 円以上、2 人目以降は 1 人につき 9,200 円以上加算する。

(配偶者であるかどうか等は考慮せず、扶養という事実そのものに対する手当とする)

また、次の項目は、法人提案の性質から考えるべき論点だと思われます。そもそも家族手当の支給対象者と、対象から外れる被用者との待遇の格差について、法人のお考えを伺うべく提案させていただきます。

○自活手当（仮称）の新設：扶養家族のない被用者に対し、扶養手当と同じ扱いの手当を新設する。（一律 20,000 円以上）

この方法であれば、学院内の相互扶助や信頼関係を損なうことなく公平な待遇が実現されると考え、本組合も住宅手当及び家族手当の改革に直ちに合意させていただく所存です。

なおご回答に際しては、より建設的に議論を進めるため、法人からの提案と同様に本提案に伴って発生する費用のシミュレーションを算出いただき、その諸前提や詳細に関する資料として添えていただくことを、併せて要求します。第一、第二の問題として挙げた法人案の計算の前提や、最終的に妥結可能な手当の水準や構造、形態など具体的な問題や交渉は、まず現状の改革の原則的なあり方、言いかえればこの問題のために法人にどれだけの負担の意思と用意があるか示していただきたい上での議論になるかと考えます。

なお、10月末日までにご回答をいただけますと幸いです。

以上

2022年11月14日

青山学院大学教職員組合

中央執行委員長 Lenz,Karl F. 殿

青山学院教職員組合

中央委員長 林 謙二 殿

学校法人 青山学院

理事長 堀田 宣彌

貴組合からの2022年9月30日付「住宅手当及び家族手当（属人的手当）の改革提案に対する要望書」に対する回答書

1 貴組合は当学校法人に対し、標記要望書において「本組合は具体的には住宅手当及び家族手当の見直しの方法として以下の要求をします。」として、以下3点の要求をし、その回答を求めていました。

- ①住宅手当の増額：非世帯主を含め一律23,400円以上とする。（基本給への組み入れではなく「住宅手当」の枠組みを維持）
- ②扶養手当の増額：扶養家族1人につき一律20,000円以上、2人目以降は1人につき9,200円以上加算する。（配偶者であるかどうか等は考慮せず、扶養という事実そのものに対する手当とする）
- ③自活手当（仮称）の新設：扶養家族のない被用者に対し、扶養手当と同じ扱いの手当を新設する。（一律20,000円以上）

2 貴組合からの標記要望書に対する回答

2022年10月14日開催の団体交渉でも回答したとおり、将来の見通しが立てにくい状況にあっても学院が永続的に存続していくために、将来について備える費用を削ってまで、恒常的な人件費アップに繋がるベースアップを実施することはできないと考えていますが、諸手当についても同様です。当学校法人からの改革提案の趣旨は、これまで支出してきた諸手当の原資の中でライフスタイル及び社会的状況の変化等に鑑み見直しを行うというものであり、大幅な人件費増を今後恒常的に要する貴組合からの要求には応える用意はございません。

但し、当学校法人からの住宅手当の基本給への組入れ提案により、減収額の年収に占める割合が大きい若年層には人件費増を以て対応することを検討していることは前回団体交渉でご提案したとおりです。

また、貴組合から標記要望書において、貴組合の要求に伴って発生する費用のシミュレーションの算出及び提示を求められていますが、当学校法人からの改革提案の趣旨は、上記に述べたとおりですので、非世帯主への手当の増額や新しい手当の新設といった当学校法人からの改革提案の趣旨から乖離した前提に基づいた試算は有意な資料とはならないと考えております。シミュレーションの算出及び提示はいたしません。標記要望書において、貴組合は、「『人件費の削減ではない』『負担が変わるわけではない』とする人事部の計算の前

提に強い疑問がある」とご主張をしていますが、事務折衝、団体交渉を通じて作為のない数字をお示ししておりますので、必要があればそれらに基づいて貴組合でシミュレーションの算出をしていただくことは可能となっておりますことを申し添えます。

なお、2022年10月14日開催の団体交渉でも説明したとおり、キャンパスの今後の修繕費として、2023年に約金42億円、2024年に約金44億円、2025年に約金40億円が予測されているものであり、学校法人の収入確保について、貴組合からのご提案を切望します。

以上